

広島県告示第二百五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十三条第二項において準用する同法第四条第四項の規定によって、広島県が管理する次の厳島港港湾区域の変更について、平成二十三年二月二十一日付けで国土交通大臣の認可を受けた。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

厳島港港湾区域

廿日市市宮島町弥山三角点（五三〇・四メートル）（北緯三四度一六分四六秒 東経一三二度一九分一〇秒）から二一・二度二、二一〇メートルの地点を中心とする半径一、六八〇メートルの円内の海面及び同三角点から三四〇・一度三、七〇九メートルの地点を中心とする半径一五六メートルの円内の海面中同三角点から三四一・三度三、八四一メートルの地点から二六七・一度の方向に引いた線以南の部分